

# 農業改良資金制度運用基本要綱

平成14年 7月 9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知  
改正 平成16年 8月 1日付け16経営第2273号  
改正 平成18年 3月30日付け17経営第7253号  
改正 平成19年 3月30日付け18経営第7231号  
改正 平成20年 9月 3日付け20経営第2943号  
改正 平成20年10月 1日付け20経営第3517号  
改正 平成21年 7月 1日付け21経営第1532号  
改正 平成22年 8月13日付け22経営第2387号  
改正 平成23年 2月28日付け22経営第6343号  
改正 平成23年11月21日付け23経営第1952号  
改正 平成24年 8月30日付け24経営第1411号  
改正 平成25年 4月 1日付け24経営第3553号  
最終改正 平成26年 4月 1日付け25経営第3633号

## 目次

- 第1 趣旨
- 第2 貸付資格の認定
  - 1 農業改良措置に関する計画
  - 2 認定基準
- 第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等
  - 1 貸付対象者
  - 2 貸付金の限度額
  - 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
  - 4 農業改良資金の内容
  - 5 融資を行う機関
  - 6 貸付けの手続
  - 7 支払の猶予
- 第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等
  - 1 貸付対象者
  - 2 貸付金の限度額
  - 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
  - 4 農業改良資金の内容
  - 5 融資を行う機関
  - 6 貸付けの手続
  - 7 支払の猶予
- 第5 業務の委託
- 第6 転貸契約
- 第7 政府が行う利子補給
  - 1 日本公庫に係る利子補給契約













- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

## 5 融資を行う機関

公庫又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

## 6 貸付けの手續

貸付けに係る手續は、資金基本要綱第3に定めるもののほか、(1)及び(2)に定めるところにより、貸付資格の認定を受けるものとする。

### (1) 知事に対して直接貸付資格の認定の申請を行う場合

貸付けを受けようとする者が、貸付資格の認定の申請を知事に対して直接行う場合にあつては、以下のとおりとする。

ア 貸付けを受けようとする者は、様式1により、知事に対して当該認定の申請を行うものとする。

イ 知事は、アの申請を受けた場合は、速やかに、当該申請書の写しを公庫（アにより申請書を提出した申請者が融資機関からの融資を希望する場合にあつては、公庫及び当該融資機関。ウにおいて同じ。）に送付するものとする。

ウ 知事は、アにより申請書を提出した申請者及び公庫に対し、アの書類の受付から原則として3週間以内に、様式3及び様式5により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。











附 則（平成24年 8 月30日24経営第1411号）

この通知は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日24経営第3553号）

- 1 この通知は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行前において、この通知による改正前の農業改良資金制度運用基本要綱第3の1の(1)の者が、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条第1項の認定（あらかじめ平成25年度以降の複数年度にわたって貸付けを受けることについての認定を含む。）を受け、かつ、現に貸付けを受けている場合における当該者については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫がこの通知による改正前の農業改良資金制度運用基本要綱第10の1の(1)に規定する東日本大震災特例貸付対象者に対して貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 4 月 1 日25経営第3633号）

この通知は、平成26年 4 月 1 日から施行する。